

# LEGARE FC HIROSHIMA スクール規約

## 第1条 名称及び所在

- ・本スクールはLEGARE FC HIROSHIMA（以下本スクール）と称する。
- ・本スクールは特定非営利活動法人LEGARE FC HIROSHIMAが運営します。
- ・広島県広島市中区榎町9-25に主たる事務所を置く。

## 第2条 目的

- ・本スクールはU7～12世代に重要な、直接的スキル【ボールを扱う・身体を扱う】と間接的スキル【洞察力・戦術的思考力・コミュニケーション力】を個人レベルで高めていくことで、トップ選手へと繋がる成長プロセスへと導くことが目的とする。

## 第3条 入会資格及び入会手続き

- ・入会資格

入会資格は、次の条件をすべて満たした方とする。

- ①本スクールの趣旨に賛同し本規約に同意及び遵守できる方。
- ②健康状態において、本スクールの受講および施設の利用に支障が生じない方。
- ③本スクールが入会を認める旨の判断をした方。

- ・入会手続

- ①本スクールに入会を希望する方は、WEBサイトから申し込みフォームにてエントリーすること。

## 第4条 スクール会費

- ・月謝は前納制で、一括支払いとする。
- ・本スクール料金の支払いは、すべてクレジットカードを利用した決済とする。  
弊社よりお送りするメールから決済の手続きを行い、支払う。
- ・入会金は全クラス8,000円（税込）とする。
- ・月謝は小学1～2年生：6,600円（税込）、小学3～6年生：11,000円（税込）とする。

## 第5条 資格の停止・および除名

- ・本スクールは、スクール生が以下の事項に該当する時は、会員資格の一時停止または、除名をすることができる。

- ①本規約に定める事項に違反したとき。
- ②本スクールの信用を著しく害し、会員としての品位を損なった場合やその他公の秩序に反したとき。
- ③施設等を故意または過失により破損したとき。
- ④その他、会員としてふさわしくないと、本スクールが認めたとき。

## 第6条 練習日及び時間・会場

- ・本スクールの練習日、時間についてはスクールが定めたスケジュールによる。WEBサイトにスケジュール管理をしているので各自で確認をする。
- ・やむを得ない事情が発生した場合は、定められた練習日、時間等を変更または中止することがある。その場合は、事前又は当日にスクール生に通知する。
- ・グラウンド等が使用できない日もある。事前に通知はするが、WEBサイトのスケジュール欄に練習場所を変更しているのを確認する。なお、練習場所の変更により生じたスクール生の不利益について、本スクールは責任を負わない。
- ・小学3～4年生クラスならびに小学5～6年生クラスは体調不良、怪我、家庭の事情、トレセンなど、やむを得ない事情でスクールを休む場合、スクール開始1時間前までに事前に事務局へ連絡をした場合は、振替でスクール参加が可能となる。  
振替は毎年4月1日～翌年3月31日までの1年間で12回を上限に他曜日・会場にて受講が可能とする。  
尚、振替分は年度内で消化し、翌年度への繰り越しは出来ないものとする。
- ・小学1～2年生クラスは体調不良、怪我、家庭の事情、トレセンなど、やむを得ない事情でスクールを休む場合、他曜日・会場にてスクールを実施していないため、スクール開始1時間前までに事前に事務局へ連絡をした場合は、年間6回を上限に月謝1回分<1,650円（税込）>を返金する。
- ・開催場所までの通学については、スクール生の自己責任において行うものとし、本スクールは、通学において生じた事故等について、責任を負わない。

## 第7条 事故の責任・負傷時の対応及び免責事項

- ・スクール生は、本スクールのトレーニング活動において、施設利用に関する諸規定及びスタッフの指示に従い、自己の責任において行動するものとする。  
これに反して盗難、傷害その他事故が起きても、当該施設、本スクール及びスタッフに対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。
- ①本スクール指導者の管理外で生じた事故・盗難、また本スクールの管理内であっても、本スクール指導者の指示に従わないで起きた事故・盗難、またそれに伴う負傷については、本スクールはその責任を一切負わないものとする。
- ②練習時の会員の健康診断は保護者の責任において判断する。
- ③スクール生の事故防止には最大の配慮をし、応急処置は行うが、練習時の負傷、往復の事故、不慮の災害、駐車場でのトラブルなどには一切の責任を負わない。

## 第8条 休会

- ・諸事情により、休会を希望する者は、事前に本スクール事務局まで連絡をすること。
- ・本スクールが定める手続に従い、休会が認められたスクール生は、休会期間の月会費2,200円（税込）を支払うものとする。

## 第9条 退会

- ・諸事情により、退会を希望する者は、退会希望月の1ヶ月前までに本スクール事務局まで連絡をすること。退会后、再度入会する場合には改めて入会金を納入するものとする。

## 第10条 写真・映像の使用

- ・本スクールの活動風景を撮影した写真及び映像をLEGARE FC HIROSHIMA WEBサイト、その他プロモーション等に使用することがあり、同意するものとする。

## 第11条 個人情報の取り扱い

- ・本スクールは、法令を遵守し、当スクールの活動目的以外には個人情報は使用しないものとする。

## 第12条 本規約の変更

- ・本規約及び本規約に基づく細則の変更又は改正は、本スクールの定めるところにより、変更又は改定時点から、本スクール生に対して効力が及ぶものとする。

## 第13条 施行

- ・本規約は2023年12月5日より施行する。

## 第14条 改定

- ・ 2024年1月7日改定
- ・ 2024年4月1日改定
- ・ 2024年4月10日改定
- ・ 2024年4月11日改定
- ・ 2024年4月22日改定
- ・ 2024年5月1日改定
- ・ 2025年1月27日改定
- ・ 2025年4月23日改定
- ・ 2026年3月25日改定
- ・ 2026年6月25日改定